

平成26年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 43,043,000m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 117,926m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 935,971千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,565,557千円
第1項 営業収益	2,851,965千円
第2項 営業外収益	702,149千円
第3項 特別利益	11,443千円

支 出	
第1款 事業費用	3,526,406千円
第1項 営業費用	3,336,508千円
第2項 営業外費用	168,454千円
第3項 特別損失	20,444千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,000,525千円は、過年度分損益勘定留保資金938,649千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額61,876千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	329,590千円
第1項 国庫補助金	328,500千円
第2項 負担金	1,080千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,330,115千円
第1項 建設改良費	935,971千円
第2項 資産購入費	2,337千円
第3項 償還金	391,807千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道事業工事請負契約	平成27年度	300,000 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 200,229千円

(2) 交 際 費 30千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、178,400千円と定める。